

Title	ニコライ・ベストウージェフについて (試論) : あるデカブリストの思想
Sub Title	Nicholas Bestuzhev, a decembrist
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1953
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.26, No.12 (1953. 12) ,p.33- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19531215-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ニコライ・ベストゥージェフについて（試論）

——あるデカプリストの思想——

中澤精次郎

は し が (註一)
き

ニコライ・ベストゥージェフ (Николай А. Бестужев) はデカプリストである。デカプリストは、ニコライ一世の王位継承にともなう軍隊の宣誓が豫定された一八二五年二月一日に、(註二)革命的蜂起を執行することに取極めた。このため海軍少佐ベストゥージェフは二・三日來、兵士を對象とするアジテーションに走廻っていたが、當日の早朝はリレーエフ (К. Ф. Пырцев) の許に立寄り、叛亂について最終的な打合せを行つてから午前九時頃近衛海兵團に出掛けていた。この海兵團の士官及び海兵達は豫想通り宣誓拒否に傾いていた。すなわち少佐の二晩に亙る不眠不休の「プロムナード」(註三)が功を奏して、革命への第一歩が踏みだされたわけである。しかしこうした事態の發生に驚愕したシッポフ元帥が乗りこみ、まず宣誓の拒否を主張する士官を個々に呼集めて説得し始めた。しかし「この説得の終らぬ内に、海兵達は勝手に兵營から走出してしまつた」(註四)とデカプリスト審問委員會に彼はその間の事情をこう證言しているが、實はその時に「廣場へ」しかも「我が後につづけ」(註五)と海兵達に呼掛けた士官があつたからである。この士官こそ他ならない彼自身であつた。

彼に指揮された海兵達は元老院前の廣場に現われ、そこで、モスコフスキイ、レイブ・グレナデョールスキイなどの諸連隊及びこれに同調する一般民衆と共に、ニコライ一世の登極に反対する露骨な示威運動を展開した。説得に馳けつけたペテルブルグ總督ミロラドヴィチを射殺して、彼等の氣勢は大いに上つた。勿論、大司教セラフィムの勧告も全く無視されてしまつた。しかもその頃ニコライ一世が自ら説得に乗出し、廣場の入口に當るイサキエフスキイ寺院の近くまで進んだが、たまたま、この寺院の建築に従事していた勞働者及び一般民衆の抵抗に出會い、倉皇として退却している。このようにして廣場の險惡な空氣は飽和状態に達していつたにもかかわらず、叛亂軍の最高司令官トゥルベッコイ公(C. П. Трубецкой)は遂に姿を見せなかつたのである。成程、正午になつても叛亂軍はトゥルベッコイ公の豫定した半数——三〇〇〇を數えるにすぎず、従つて政府側には約九〇〇〇の軍隊がなお残されていたが、しかしその去就は決定的なものでなかつた。そこでオボレンスキイ公(E. П. Оболенский)はベストゥージェフに叛亂軍の指揮をとるよう暗示したが、彼は陸上戦團に未経験であることを理由として辭退し、逆にオボレンスキイ公を推舉したものの、不幸にしてオボレンスキイ公も又叛亂軍のインシアティブを掌握し得なかつた。すなわち事態の激化に狼狽した叛亂軍士官は、その無計畫性をいかなんく暴露すると同時に、彼等を指揮する自信と能力を失つてしまつたのである。従つて叛亂軍は次の行動に移るべき適切な指圖を缺き、周圍の一般民衆と共に全く無統制のままに放置されることとなつた。とかくする内にニコライ一世は討伐を決意し、叛徒鎮壓の諸部隊は動員された。騎兵隊と砲兵隊が到着し、まずオルロフ中將の指揮する騎兵隊が突撃を敢行した。叛亂軍はこの突撃を撃退したけれど、砲兵隊の霰弾を浴びてたちまち潰走してしまつた。かくしてマズールの言う「スタンディング・レヴォオルション^(暴動)」は終つたのである。政府は直ちに叛徒——デカブリストの逮捕に着手した。

しかしながら、ベストゥージェフはこの間の元老院廣場では證言すべきような事態が何も起らなかつたと言う。従つて霰弾の爆裂はなかつたのか、あるいは彼が既に廣場を離れていたかのいずれかとなるが、彼はこの廣場を離れてからの行動を

次のように傳えている。元老院廣場から「ガレルルナヤ街に抜けて、右手の開いた門に出會つた。その邸内を横切り河を越えてワシリエフスキ島に向つた。そして母の所で軍帽と軍刀をはずして略帽を持ち、海からクロンシュタートに行つた」と。^(註7)わざわざ略装してまでクロンシュタート軍港に行かねばならなかつた理由を彼は明かにしてないが、ガレルルナヤ街からワシリエフスキ要塞への途は、實は叛亂軍の退路の一つに當つてゐることを指摘して置こう。要するに、彼も砲撃によつて敗走したデカブリストの一人なのである。

さて、このデカブリストの叛亂は「失敗した最初の宮廷革命であり、政治綱領らしいものを持つた最初の叛亂であつた。主としていづれの思想も一般の支持を得られなかつたために革命は失敗した。従つて宮廷革命としては最後のものであり又地主階級の支配に終止符を打つものとなり、それ以後には官僚政治が現われている。しかしこの叛亂は極めて重要な端緒的な意義を持つてゐる。蓋し暴徒達は、彼等が成功したならばデカブリストが實行したであろうようなことに全く同意してゐなかつたけれども、デカブリストの思想がその酵母的役割を果したからである。彼等はその後廣く殉教者として見なされた。すなわちこの叛亂はロシア革命史上最初のものである」。^(註8)以上はデカブリストの政治運動に關するペーズの見解であるが、ベストウージェフも又そうした殉教者の一人であつた。そこで差當つて極く簡単に彼の外貌を紹介しようと思ふ。

第一に、彼は他のデカブリストのほとんど總ての者がさうであつたと同様に、ドヴォリヤンストヴォ——貴族であつた。^(註9)兄弟してこの運動に参加してゐる例は他にもあるが、彼のようにア・ベストウージェフ (A. A. Bectryken) ̄、^{註10} ム・ベストウージェフ (M. A. Bectryken) ̄、^{註11} ヴ・ベストウージェフ (V. A. Bectryken) との四兄弟がそろつて参加した場合は特例である。第二に、當時彼は三十四才の海軍少佐であつて、第八艦隊に所屬してゐた。デカブリストの多くは陸軍士官であるからこの點も例外ではないかと言へる。勿論唯一の例外でないことは海軍大尉アルプゾフ (A. П. Ap63oB) などの例が見られるからである。ただ、ベストウージェフのデカブリストとして果した役割に言及すると、彼が「結社の中庸を歩んでい

(註10) と言うア・ベストゥージェフの證言を無條件に認めることはできない。彼は海軍側の代表的な結社員であり、又思想的にはともかくとしても實踐的には前述のように相當積極的な指導的な役割を果していた。さらに第三として、彼が歴史研究に深い關心を示していることを指摘したい。この點も又デカブリスト一般の傾向であつた。(註11) 従つて以上の三點から、彼を典型的なデカブリストと見ることができらる。

さて前述したように、デカブリストの叛亂をペーズは「政治綱領らしいものを持つた最初の」、又は「ロシア革命史上最初の」運動と規定する。成程、西歐への窓はピョートル大帝によつて開けられたと一般に言われているが、デカブリストの叛亂發生以前の僅か四〇年足らずの間にフランス革命、ナポレオンのロシア侵攻、アレキサンドル一世による神聖同盟の提唱と言つた世界的事件の相續して生起した事實をここに想起せねばならない。すなわち一二月一四日の武裝蜂起は、世界的な過程に投げ込まれたロシア社會に生起した最初の革命であつたのである。本稿は、このような立場からデカブリストの有力なメンバーであるニコライ・ベストゥージェフの思想的立場を検討し、それを通じてデカブリストの思想究明への手出しを求めようとするものである。

註1 ヲ連邦に於いて最近刊行されたデカブリストに關する諸研究の成果、例へば K. Арсенов, Северное общество декабристов.

Ленинград, 1951., Чулковская, Lidia Korneova, Декабрист Николай Бесручев, исследователь Бурятов, Москва, 1950.

(The Library of Congress, Subject Catalog, 1951 による) を本稿では利用し得なかつた。

註2 新暦では一二月二六日に當るが本稿においては舊暦をとつた。又デカブリストの人名にのみ原語を附した。

註3 Anatole G. Mazour, The First Russian Revolution—1825, The Decemhist Movement—, 1937, p. 158.

註4 Востание декабристов, Материалы, том. II, стр. 61.

註5 Материалы, том. II, стр. 97.

註6 Mazour, op. cit. p. 175.

註7 Материалы, том. II, стр. 61.

註 8 Bernard Pares, A History of Russia, 1928, p. 318.

註 9 勤務録の「身分」の項目は記入されてないが、當時の諸事情から見て彼がドヴォリヤンストヴォであるうことを疑うことはできない。それ以外に空白のままに残されている項目には、例えば「妻帯の有無」「年齢」「宗教」などがある。なお彼は、一八二三年三月に、聖ウラヂミール四等勳章を授與されている。

註 10 Марецканы, том. II, стр. 91.

註 11 С. Борк がこの點を論文 Источнические материалы Декабристов に取扱つた。Вопросы истории, 1950, No 12. 所載。

一 貴族としてのベストウージェフ

ベストウージェフは、一八二二年に結成された秘密結社——北部協會の會員である。結社加盟については「それほど古くはない」としか述べられていないので、その確定的な年月をここに指摘することは困難であるが、一應次のような時期であつたとみられる。すなわち彼の加盟に當つて大きな影響を與えたリレーエフとの交際は、彼の海軍省への轉勤後のことであるが、勤務録によると首都ペテルブルグにおけるこの陸上勤務は一八二三年に始まつている。しかしこの加盟時の問題については、彼がクヘルベケル (В. К. Кухельбекер)、海軍士官のトルソン (К. П. Торсон) などと交友關係のあつたこと、特に彼等と相前後して北部協會に加入している點に注目しなければならない。蓋し一八二五年の初頭、この結社の指導者ムラビヨフ (Н. М. Муравьев) は個人的事情によつてその地位を退き、又、トゥルベッコイ公はキエフの南部協會を訪ねて不在であつたためにリレーエフが事實上唯一の指導者となり、多數の會員——たとえばクヘルベケル、トルソン、詩人オドフンスキイ公 (А. И. Одоевский)、陸軍士官カホフスキイ (П. Г. Каховский)、官吏ステメンコフ (Т. С. Батенков) などを獲得し、近衛海兵團と結社を結びつけることに成功しているからである。従つてベストウージェフが會員となる以前に、北部協會と間接的な接觸を持つたであろうことも十分考えられるが、しかし正式にメンバーとなつたのは一八二四年末

から一八二五年にかけてであつたとみられる。ただ「それほど古くはない」その頃に北部協會は、一年振りで歸つたトゥルベッコイ公が生氣に溢れた結社を發見して驚きの目を見はつたように、結成當時の性格を相當程度まで刷新していた。

しからば、北部協會といふこの政治結社の構成員として、彼はどのような課題を擔つたのか又はどのような政治體制の實現を意圖したのであるうか。かかる具體的な政治目的の觀察をまず取上げて、そこから彼を支えていた理念的なものに近づいてみたいと思う。

彼の最初に當面した課題は「政府の信頼を得るために、又、我々が相互に助力し合うならば現状の統治機構の改革に役立つようなこの職業のために、厳格な行狀を持して熱心に勤務すること」^(註₂)であり、又「總ての階級から多數の會員を、特に軍人階級と同様に市民階級の重要な人物から最も多くの會員を獲得すること」^(註₃)であつたと言う。この課題は改革と言うよりは寧ろ漸進的改良の方法として倫理的な規範とその實踐躬行を強調し、ある社會的勢力に積極的に呼掛ける代りに、自らの内に改革乃至改良の可能性をばぐくもうとするものであつた。當然そこには積極的な變革の要素が含まれていない。しかしながら若い世代の教育に献身すべきことを要求する北部協會のそうした傾向こそ、實はこの結社の結成に中心的な役割を果した福祉同盟の漸進派から繼承したものであつた。すなわち福祉同盟は政治團體と言うよりは、道義の昂揚と教育の普及を主張する文化團體的な存在ですらあつた。しかし北部協會が福祉同盟の性格を依然として持ちつづけたわけではなく、方法論的な問題についても特にペステリ(П. И. Пестель)を中心とする南部協會の影響を受けて、社會的實力的な改革方法をとるべしとする主張が、個人主義的倫理的なそれを壓倒して來たのである。しからば北部協會のいわば初期的課題から脱皮する過程とも言い得るこうした過程に、ベストゥージェフが會員として参加していたか。この問題は加盟の時期とも関連するが、それについては前述したからここで取扱う必要はない。ただ、彼が倫理的な實踐を絶えず強調した人格主義者であつたことは、他の多くのデカブリストが又そうであつたと同様に彼のストイックな日常生活によく現われている。と言つても彼

が政治的な改革をかかせる方向から解決しようとしていたわけではない。そうした立場からでは、現實のロシア社會が内藏する矛盾の解消に、換言すると彼が設定し得た具體的な政治目的の實現に努力することを許さない狀況に氣付いていた。すなわちデカブリスト審問委員會に提出した彼の證言内容が、一見すると、何か北部協會の初期的課題に忠實な信奉者であるかのような印象を興えるけれども少くとも方法的な問題ではつきりと袂別していたのである。

それでは社會的實力的な方法を通じて實現しようとした社會とはどのようなものであつたか。彼はその理想社會を「總ての市民階級にとつて普遍的な人間の權利、國家の全官吏が遵奉すべき法規、及び民事的な、就中、手續法的な法律の制定された社會」^(註六)であると規定する。従つてこの理想社會が何を指導理念としたかは自明であるが、彼自身この點について次のように述べている。「一八一五年、五ヶ月に亙るオランダ滯在中にオランダ憲法の制定されたことが、法律と市民の權利の意義について最初の理解を興えてくれた。その後、三回のフランス訪問とイギリスからエスパニヤへの航行でこの考え方を是認した」^(註七)と。それは證言であるためにか控えめに「この考え方」と述べられているが、他の箇所でははつきりと「自由主義的な思想」^(註八)と言いかえられているように、法律による市民の自由な活動領域の保證を意圖したのであつた。そこで、彼が立法權の歸屬についていかに考えていたかを觀察してみよう。問題をこのように限定すると、次の二つの證言記録が主要な手掛りを興えてくれる。

その一は、「批准權を君主に留保する立法權は元老院に歸屬する。上述の(全官吏の遵守すべき)あらゆる法規を制定するために、勤務・知識及び祖國愛によつて著名な人々の内から、一時的な審議階級を組成する。しかし地方的利害の差異を考慮して審議階級は國家の全地方から、又、全諸市民階級の内から選出された人々を包含しなければならぬ。その作成した法律は元老院と君主によつて檢討され、兩者の批准を必要とすることとする」^(註九)。

その二は、「皇帝は神聖不可侵なものと承認した。國家を代議員選舉區の州に分割した。代表選出方法を規定する法規を

制定した。代議員の構成する立法議院乃至立法議會を設置した。行政權と立法權との關係を規定した。あらゆる階級、すなわち國民が法律を制定した。國家の内外に互る行政權を皇帝とその諸大臣に歸屬(註)させた。

勿論、兩者は同一の内容を示したのではなく、その一は結社の理想とした政治形態について、その二はある憲法草案の内容について審問委員會に與えた彼の解答である。すなわち現實との妥協的色彩の極めて強い前者は、遂に實現しなかつたスペランスキイの改革案に近似した結社の一般的な換言すると保守的な意向を、これに反してより進歩的な後者は、その起草者が何人であるか知らないとい彼は答えているが明かにムラビヨフ草案の内容をそれぞれ代辯したものである。ただ彼は兩者のいずれを可としたか、就中、前者についての確な意思表示を試みていない。しかし憲法問題については深い關心を持っていたようである。その證言記録に現われた唯一の書籍が露譯の「英國憲法論」(註)——著者は不明であるが譯者はクチシチェフ——であるばかりでなく、アメリカ合衆國憲法についても相當の知識を持合せていた。従つて一八一五年オランダにおいて立憲政治の實態に觸れた彼が、ムラビヨフ草案に對してたとえ君主制の是非を中心的問題として審問委員會から問われていたにしても、トルソンと共に賛意を示していたことはこの場合特に注目すべきである。

しかしながら、この草案は一部の反對を受けて結局私案に止まり、結社の草案として採擇されなかつた。しかも北部協會は最後までそれ自身の憲法草案を持ち得なかつたのであり、しかもまたムラビヨフ草案をめぐる結社の審議會にも彼は全く出席してないので、この草案を手掛りとする以外に具體的な彼の政治目的を紹介することは不可能である。立法權の歸屬と云う問題もムラビヨフ草案が中心となるが、そもそもこの草案はアメリカ合衆國憲法を模範として、皇帝のもつ立法權を國民代表が收奪することを意圖したものであつた。すなわちここにまず彼が共鳴した決定的な理由があつた。と言うのは彼が西歐社會の見聞を通して確認し、理想社會の指導原理としたものは「自治」の原理であり、「政治的自由」の理念であつたからである。かく「政治的自由」の主張者であることによつて、彼がムラビヨフ草案の共鳴者となり得たと考えられるが、

これまで理念的なものとして把らえられてきた「自由主義的な思想」乃至「政治的自由」は、さらにその内容を検討されて行く必要がある。

ムラビョフ草案は代表制について次のような諸規定を試みている。すなわち國民の代表機關としては、國民議會——常設の最高會議と代議院の二院制が設置される。最高會議——上院は四十五名の代議員(註10)から構成され、一般的立法以外に大臣・裁判官の彈劾權並びに條約及び行政部による指名の批准權を持つ。下院——代議院は定員約四百五十名とし、(註11)あらゆる法案及び課稅案を發議し州知事を指名し得る。これら代表機關への代表について全市民は先ずアクティブなグループとインアクティブなグループに分けられ、前者の中に次のような財産資格によつて四つの範疇が設けられる。

	勤産	あるいは不動産
1	六〇・〇〇〇	三〇・〇〇〇
2	三〇・〇〇〇	一五・〇〇〇
3	四・〇〇〇	二・〇〇〇
4	一・〇〇〇	五〇〇

(單位は銀ルーブル)

第一級の市民は國家のあらゆるポスト、例えば最高會議議員、代議院議員及び大臣に就任し得るが、第二級のそれは州立法部の上院議員に、第三級のそれは州立法部の下院議員以上に立候補できない。第四級の市民は地方行政機關の下級官吏及び陪審員に選出され得る權利しか保有できぬものとされた。一九世紀初頭のロシアにおいて、かような代表規定に恵まれる階層は何であつたか。以上の諸規定によると立法に關與し得る代表は、事實上主として地主階級すなわち貴族に限定される。政治的權利は富裕な商人層——勿論マニユファクチュアラを含めた階層、特に特權的地主に、要するにある特定の階級

にのみ附與されることになる。「世襲財産の所有者にのみ國政をまかせよ。彼等のみが母國を持つのであるから」というマ
ーブリの忠言は、ムラビヨフによつてかくも忠實に守られていた。實は、このようにムラビヨフ草案は國民の大部分を政治
的な無権利者として放置するものであつた。

既に、ベストゥージェフの具體的な政治目的の背後に理念的な「政治的自由」を見出したが、ここにおいてその理念的な
「政治的自由」の人間主體が、特定の階級に——個別的な主體にのみ限定されたことに氣付くであろう。かくムラビヨフ草
案では財産資格が政治的自由であるべき主體を個別化した。ついで「その一」として紹介した他の改革案に言及してみた
い。前述のようにそれについては彼の判然とした意思表示を認め得ないが、彼の全面的な共鳴をかち得ていたとは考えられ
ない。なぜならば、彼がムラビヨフ草案に對して賛意を示している以上、より保守的なものに同調し得る筈はないからであ
る。成程、「その一」の改革案では、國民の代表は立法に際して消極的な審議的な役割しか與えられなかつたが、その代
表資格については問題がある。蓋し、代表資格は財産資格でなく、いわば精神的な資格であるにもかかわらず、彼の指摘し
た三條件を共に必要にして十分な條件とすれば、この場合も又事實上代表は貴族階級特に軍人と官吏に有利なものとならう
からである。それ故、「その一」の代表資格と「その二」の代表資格とは條件内容としては相違するが、客觀的には同一の
階級すなわち貴族階級に代表を限定して行つたことになる。しかも後述するように「その一」に示された所の代表資格につ
いて、彼は必ずしも反對ではなかつた。彼自身がそうした意圖を持つていたのである。

要するに社會的・實力的な方法を通じて、彼は個別的な主體——この場合は貴族の「政治的自由」の實現を意圖したものと
とみる事が出来る。しかしそうした理念のみが革命的實踐へと彼を驅立てた唯一の理念であつたのか。この問題の解答
を要求する前に、次の點を考慮して置くべきである。すなわち彼は理想社會の素材と原理を西歐社會の見聞に求めたと言
うが、彼の理念的な「政治的自由」と西歐社會の「イデオロギー」としての政治的自由との親近性に氣付くのである。従つて

この親近性とは逆に、「政治的に自由」であろうとする個別的主体相互の異質性に注目すると、西歐社會の「イデオロギーとしての自由」所謂「ブルジョアの自由」が、彼の「理念としての自由」に轉置された——彼の主觀的世界の内にそのまま投影されたのではないかとみられよう。かく、全く氣分的な従つて一時的な動機によつて、たまたま「政治的自由」が主張されたのかも知れないのである。その動機とは何であつたか、あるいは又「イデオロギーとしての自由」は主體化されているか否か。いずれにしてもそうした理念的なものの形成過程を觀察する必要がある。

註1 Материалы, том. II, стр. 60.

註2 Материалы, том. II, стр. 66.

註3 Материалы, том. II, стр. 73.

註4 Материалы, том. II, стр. 72.

註5 Материалы, том. II, стр. 64.

註6 Материалы, том. II, стр. 65.

註7 Материалы, том. II, стр. 72—73.

註8 Материалы, том. II, стр. 79—80.

註9 Материалы, том. II, стр. 64.

註10 連邦制をとるこの憲法草案によると、上院は各州それぞれ三名ずつの四十二名、モスクワ市の二名、ドン地方の一名、計四十五名から構成される。

註11 下院議員は人口五萬に一名。

註12 Mazour, op. cit. p. 92.

一一 士官としてのベスタウーシェフ

前章において、「政治的自由」と言う理念的な内容を指摘したが、そこで提起された問題の手掛りとして、まず「政治的自

由」と言う理念、乃至革命的思想を形成するに至つた主體的な契機を求めたいと考える。すなわち、彼の思想的な成長過程を観察し、さらに理念的世界の構造に言及して行くことにする。

一八〇二年三月、幼年學校に入學した彼は軍人に必要な教育のみを受け、西歐思想の理解を目的とするような特別の機會を校の内外において持たず、自由主義的な思想的成長は全く直接的經驗のみに負うものであつたと言(註1)う。しかしエカテリナ二世のかの著名なウカース——勅令は、モンテスキューの「法の精神」とピールフェルトの「政治制度論」及びベッカリヤの「犯罪と刑罰」によつて彩飾されている。すなわち一八世紀後半以降、ロシア社會に西歐思想の流入された事實を考えねばならない。勿論、西歐思想は主としてドヴォリヤンストヴォの要求した所であるが、その流入に障碍の全くなかつたわけではなく、フランス革命の發生はその阻止と禁壓を惹起させた。しかしやがて一時的に復活し、アレキサンドル一世は自らアダム・スミス、ベンタムなどの翻譯を助力しペスタロツツイを支持し、あるいはニュー・ラナークの社會的實驗にはオーウエンに財政的援助すら與えた。従つてベストゥージェフは、西歐思想への接近を容易にするような精神的な雰囲気と物理的な環境の下に置かれていたわけであり、間接的經驗の機會にも十分恵まれていたことになる。

さて、海軍兵學校を終つた彼は軍歴の第一歩を踏み出したが、近代民族國家の軍隊がそれ自身目的的な性格を持つて來ることはともかく、職業軍人にとり最大の關心事が戰爭であることは自明ではなからうか。すなわち彼の場合は、なによりもまずナポレオン戰爭——當時の慣習的な用語によると、祖國戰爭——が特筆すべき事件となり得る性格を持つていた。たとえアレキサンドル一世がモスクワの大火で「最後の審判」を悟つたとしても、ここではナポレオンがロシアの民族的な抵抗に出會つた點を特に注目すべきである。なぜならば、彼は狂信的にまで喚起された素朴な民族意識の下に、しかも軍人として置かれたのであり、又そのことによつて彼の表現を借りると「祖國」に絶對的な價値を興えているからである。ナポレオンの侵入が「祖國」の存在を否定するものと意識された以上、當然、軍人的な存在理由は祖國救済の手段的意義以外に求め

得ないことになろう。「祖國」の自主獨立のための犠牲に自己を無條件に提供すること、それはナシヨナリスティックな當爲であり信條となつたのである。従つてそうした意味での崇高な乃至殉國的な行爲に對して、最大の讃辭が與えられるはずである。しかも兵士特に職業軍人でない農民がそのような行爲者である場合に、彼等はいかに取扱われたか。士官である彼乃至デカブリスト達は、彼等農民の生活環境に對して人間的な心の持主でもあつたために、勇敢な農民を激賞し讃辭を與えることを惜しまなかつた。そこで、彼等は「英雄」と呼ばれる榮譽を獲得し、さらにデカブリストのつつまじやかな「告白」を聞き得たのである。

祖國戰爭當時、アレキサンドル一世から「人民の士氣について」訊ねられた侍從武官——後にデカブリストとなつたウオルコンスキイ (С. Г. Волконский) は、次のような會話を皇帝とかわしている。

「農民はすべて英雄であります」

「して、ドヴォリヤンストヴォは」

「陛下、私もドヴォリヤンストヴォの一員であることは慚愧に堪えません。彼等はいたつて多辯でありましたが、實は何もしていないのですから」^(註3)。

この會話こそ、既にラディーンシェフの「ペテルブルグからモスクワへの旅」に見出される「良心の苛責」の表現であり、又デカブリストの人間の「告白」であつた。ただこのような「告白」を強いた一つの有力な要因である、ナシヨナリスティックな心情を無視することは許されぬと思う。

彼は「祖國」に絶對的な意味を與えたと述べたが、そのことこそは、對ナポレオン鬭争を通じて「祖國」と軍隊とが不可分離であると言う實體驗的な自覺に到達していたことを示すものである。軍隊は勝たねばならぬのであり、勝つてはじめてその存在は保證され同時に「祖國」の存立は確保される。かく、軍隊は「祖國」の象徴的實體として把握されたのである。

このように両者が觀念的に一體化された場合、軍隊は必然的にどのような意味を與えられることになるか。言うまでもなく軍隊は目的的存在として把らえられる。従つて現實の軍隊の無矛盾性が強く要請されることになる。そこでこの無矛盾性がいかに要請されたかに目を移してみる。

彼は「歡喜して故郷を回想する兵士達、そして一八二二年の遠征時に出會つたライン、セーヌ河畔よりもなお故郷を愛する兵士達に軍隊で會つたが、不毛なレナ河畔出身の農奴的隷屬を全く知らぬあの兵士達のそうした祖國愛に恍惚とした」と述懐している。すなわち彼は身分的に自由な従つて又精神的にも自由な兵士が、最も熱烈な祖國愛の持主であることを發見し、彼等が軍隊の理想的な構成員——兵士であるべきことに氣付いたのであつた。従つて、原則的に農奴的兵士の構成する現實がいかに把らえられたかは自ら明かであろう。軍隊の戰鬥力を阻害し、軍隊の存立を危くするような要素の存在を許容する現實は矛盾であり否定されねばならない。しかし現實の軍隊の内にこうした矛盾をたとえどのようにして發見し得たにせよこれを見出したことは、彼が矛盾の解消を實踐的に要請する以上、軍隊内部に彼を止めて置かなかつた。彼は農奴制の全面的な否定を主張している。勿論、單にナシヨナリスティックな心情のみがそうした矛盾を發見し、引いては農奴制の否定を要請し得たのではない。特に農奴制においては他の要素に基礎されて強くその否定が主張されている。しかしながらナシヨナリスティックな心情を根幹としてそこに革命的な思想の形成されていることも又疑い得ないので、この點を中心としてなお考察を進めてみよう。

彼は軍隊から社會に、換言すると軍隊の拵う矛盾の根源を農奴制に求め得た論理的歸結へと目を轉じていつた。そこにおいても、總てのロシヤ人は「祖國の忠實な子等」であることが一應要求されている。だが軍隊と社會とが混同されたわけではなく、しかもロシヤ社會は西歐社會と比較して觀察された。かかる觀察を通じてロシヤ的農民の姿はいよいよ判然と浮出されたが、それ以外の「市民階級」が無視されたわけではない。勿論これらの「市民階級」とは貴族・商人・貴族的乃至商

人的なマニユアクチュアラ・零細な手工業者・自由労働者等を包含する。かくして、所與の社會體制に耐え難い緊縛と壓迫をあるいは不安と焦躁を意識したあらゆる階層の公然と露呈した不平不満に、彼は出會うこととなつた。例えばこれらの不平不満は、「租税特に最近の輸役による農民階級の壓迫、これと共に國內産業に轉換しようとする方途の止絶、最近のギルド設置による商業の壓迫、貿易に必要なクレジットの缺如、資本の不足、多くの場合にみられる貴族階級への輕視、最後に軍事的移民及び軍隊における苦情處理方法の苛酷(註五)さ」に基くものであつた。

しかも彼はこうした不平不満は解消されるべきであるとした。なぜならば、「祖國」は西歐と少くとも同程度の又はより進んだ段階にあるべきにもかかわらず、逆に遙かに立遅れた「祖國」の危險を、それも騒亂への危險を内包する不平であり不満であつたからである。勿論、それはあらゆる階層の不平不満であり決して同質的なものではなく、あるものは相互に對立したものですらあつた。しかし不平不満の解消がたまたまナシヨナリスティックな要請であつたために、不平不満の階級性は差當つて問題とはならなかつたのである。

しかし、祖國愛的心情を呼起した「祖國」への外部的壓力は一時的な事象であつたこと、及びナシヨナリスティックな心情の當面した問題は對外的な抵抗ではなく對内的な改革であつたことを考えねばならない。すなわち前述の異質性乃至階級性は克服されたにしても、それは全く觀念的な克服でしかなかつた。かくて、ナシヨナリスティックな心情は、不平不満を實踐的に解消するには無力であることを悟り、不平不満そのものを正當化し得る合理的な價值を要求したのである。しかしながら一八世紀後半以來、農奴制的な・絶對主義的な社會體制が既にどのような原理的立場から批判され攻撃されたかを考えるならば、この問題の解答は容易になされたとみることができよう。政治的な經濟的なあるいは身分的な不平不満はロシア市民——人間——の「自由」が阻害された現實の叫びに外ならなかつた。彼は總ての市民階級が不平不満を提示せざるを得ない現實を、啓蒙的合理主義的立場——自由主義的な價值觀點から矛盾として把握し得たのである。ここに「自由」と言う理

念が實踐的に、従つて具體的な内容を持つて展開されることとなつた。「自由主義的な思想を學んだことについて、私は何人にも義務を負わない」かどうかはともかく、彼は「ロシア社會への關心のみが、自由主義的な思想を理解し、その實現を希求することを目的とさせた」^(註6)と述べている。

彼がナシヨナリスティックな心情を契機として啓蒙的合理主義的な價值觀點に辿りつき、この觀點から「自由」と言う革命的な主張を展開して行く場合、總ての市民階級を主體として把らえていることに氣付くであろう。勿論この場合、總ての市民階級はロシア人乃至人間一般に抽象化されているわけであるが、この「自由」と第一章で指摘した「政治的自由」とはどのような關連を持つものであつたか。そうした考察に先立つて、次のような問題を提供して置きたいと思う。

すなわち、彼が啓蒙的合理主義的立場に辿りついたと言うものの、實は、それは當時の一般的な思潮に順應するものではなかつたのである。すなわちアレキサンドル一世が神聖同盟の盟主として國際社會に擡頭した頃、ロシア社會には判然とした思想的轉換が認められる。アレキサンドル一世自身が、啓蒙思想からさらにオーウェン、フリーエ、サン・シモンを遍歴した後にはバーク、ド・ボナール及びゲンツに乗換え、結局はド・メストルの直接の影響下に陥つたと同様に、スペランスキイもまた追放中ではあつたが、聖マルティヌス、聖テレサなどの書物を繕ひて感激しその神祕主義的な氣分を成長させている。かくロシアの知識階級はヴォルテル、ルソー、ペンタムから一轉してエッカルツハウゼン、ユング・シュティリング、マダム・ギヨン、スウェーデンバークを争つて讀み始めた。このように一八世紀後半以降のエンシクロペディストを始めとする近代西歐思想の流入と言う、いわば世界史的な課題を與えられたロシアの知識階級が提示した差當つての解答は、神祕主義に外ならなかつたのである。一九世紀初期のこうした思想傾向が、どのような現實的役割を果すことになつたかは述べるまでもないであろう。かかる解答を引出した知識階級の社會構成上の位置と、解答の内容をなす神祕主義的思想傾向が、價值以前の世界に沈潜するものであることに氣付くならば、絶對主義的皇帝の地位は少くとも當面の安定性を保證されるこ

となつた。なぜならば、そうした所から現實を否定する實踐的な意欲、合理的な價値が平易に芽ばえようはずはないからである。

従つてベストウージェフは神祕主義的時流に抗したわけであるが、この點を、單に「政治的自由」の實踐的主張者であつたと言ふような事實からではなく、そうした價値を定立していつた態度乃至意識そのものを考察したいと思ふ。勿論、「自由」の主張者であると言ふこと自身から、その主張者の意識を想定することは可能である。しかしここではそうした考察の結論は解答にはなり得ないのであり、「自由」の主張者である事實から一應離れて、別個の角度からこの問題を取扱つてみよう。果して彼は「自由」の理念を主張するに應しい意識乃至態度を用意していたのであろうか。換言すると神祕主義とは意識的に對決されていたかと言ふことでもある。

註1 Материалы, том. II, стр. 64.

註2 卒業年度は明らかでないが、一八一〇年一月に陸軍少尉として海軍兵學校に入學、一八一三年六月には海軍少尉になり艦隊勤務に就く。

註3 С. Волк, Указ. соч. стр. 40.

註4 С. Волк, том. же. стр. 41.

註5 Материалы, том. II, стр. 65.

註6 Материалы, том. II, стр. 65.

三 歴史家としてのベストウージェフ

祖國戦争後の間もない頃、ムラビヨフは、「我々の所では歴史のミューズが眠つて^(註1)いる」と歎いた。しかし、一般にはこの時代最大の歴史家としてカラムジンが擧げられている。彼はスペランスキイ行政改革案の熱心な反對者であるが、實は兩

者共にある重要な點で一致していた。カラムジンは農奴制を強力な専制君主制の根幹であると認め、その存続を主張したのである。歴史家としては、常に過去のものを理想化し、啓蒙的合理主義的な立場に強く反対した反動的な理想主義的立場をとつており、その史観は理想國家をイワン三世の治世に求めた事實が忠實に物語つてゐる。

さて、ベストウーージェフであるが、彼も歴史研究に深い關心を持つていた。「貴下はいかなる學科の習熟に最も努力したか」と言う審問委員會の質問に對して、彼は「航海術・外國語・地理學・統計學及び海軍兵學校で私が教導した海軍戰術のような學科に最も努力したが、その後ロシア艦隊史の研究に献身した。従つて私の習熟する最も主要な學科は歴史であり、就中、海軍強國の歴史すなわちローマ、カルタゴ、イギリス、オランダ、ヴェニス、アメリカの古代及び近代史であつた」^(註3)と答えている。従つてこうした關心と豊富な知識とによつて、一八二三年の轉勤すなわち海軍省のロシア艦隊史編纂官への轉勤がなされ、又この勤務が彼の興味を満足させたであらうが、ここで問題となるのは編纂官であつた彼の業績ではなく、歴史に對する態度乃至史観である。

彼は自らロシア社會の歴史的研究を試み、そこに新しい史観を主張している。それは、ア・ベストウーージェフの^(註4)「古代スラヴ人に貴族の燕尾服を着せるな」^(註5)と言う主張と一致する、發展的思考への強い要求に基礎されたものであつた。勿論、そうした意圖が具體的にどのように現われているかについては問題がある。しかしその點はここで考察すべき中心的な問題ではないので、直に彼が歴史に關心を持ち、又歴史研究に當つて發展的思考様式を要求した事實——發展的史観——が、歴史・社會に對して彼の採つた意識乃至態度いかにを明かにするかを考えてみよう。

言うまでもなく、事象の發展的思考様式乃至歴史化的思考様式を支える根底にある意識いわば歴史的意識は、歴史的反省を前提として成立する。しかし歴史的反省のある總ての所に、歴史的意識を見出すことは先ず不可能であつて、矢張りそれは歴史に對する反省の一定の段階に達した後に始めて發生するものである。歴史的意識は歴史そのものに意義を認めるよ

うになつて始めて生ずるのである。しかも歴史そのものに意義を認めるとは、歴史的世界そのものに肯定的な態度をとることには外ならない。しからば歴史的世界そのものに肯定的な態度をとると言うことは、何を意味することになるであらうか。勿論、歴史的世界とは人間生活の形成する世界であり、従つて歴史的世界そのものに肯定的な態度をとるとは、人間自身を肯定するいわば現世的生活を肯定することになる。しかしこの場合人間の肯定、此岸的世界の肯定は第一義的な肯定でなければならぬ。なぜならば人間を第二義的にしか肯定し得ないのであれば、歴史的世界も又第二義的にしか肯定し得ないからである。かくして歴史の意識の背後には、人間を第一義的に肯定しようとする意識が見出されることになる。人間を第二義的に肯定する意識乃至そうした心的態度とは、有限者の意識乃至は有限者の態度と呼び得るのであるから、發展的思想様式は有限者の意識の上に成立すると言うことになる。

すなわち、發展の史觀は有限者の意識が前提になると結論づけられる。しかしそれは發展の史觀の論理的前提を指摘したまでではないかと言ふ反論がなされるかも知れない。勿論、彼が發展の史觀をつたと述べたが、これは觀念的な主張をそのままを承認した結果ではなく、彼の具體的な歴史研究に現われた諸事實によつて裏付けられた所であり、反論には次の事實をもつて答えることも又可能である。彼は「今日まで歴史は皇帝と貴人についてのみ書かれた。政治論は一内閣の得失を論議の種とし、國家學は支配と財政増加にのみかかわつていた。しかして人民について、人民の困窮について、人民の不幸について我々は全く知らなかつた。従つて我々は宮殿の外面的光彩と國家の眞實の福祉とを、通商の廣さ・商人及び銀行の富と全人民の富裕さとを間違えた。しかし、今や別個の知識が必要である」と述べている。實踐的意欲が強く反映されているだけに彼が學問的研究の意義を何處に置き、又それがこの場合何を意味するかは明瞭であらう。

要するに、有限者の意識が歴史乃至學問的研究の根底に、あるいは後述する實踐的意欲の根底に用意されていたのである。勿論そうした意識は、當然、超越的な價值原理に大きく反撥する。意識的な面において既に反神祕的な有限者のなもの

であればこそ、そこから時流に抗した實踐が力強く生まれたものと考えて。この場合、「自由」と言う理念は歴史研究の態度の内に見出した有限者の意識の上に生育するに應しい價值原理ではなからうか。すなわちいかなる主體的契機に基いて自由主義的な理念が形成されたかは前述したが、第一章で指摘したような全く氣分的なものの上に假装としてではなく、自覺的に近代思想の本質は把握されているとみる事ができよう。

しかしながら、彼が歴史に對して發展的立場をとつたと言うことに、一つの問題がかくされていると思う。蓋し第二章で指摘したように、彼が合理主義的な立場に結びついて行つた事實によつてこの問題は提起される。すなわち啓蒙的合理主義の思想は本來、自然法的な従つて非歴史的な思想であつた。それは原理的に歴史性の介入を排除するが、しかし過去からの斷絶と言う意識、劃期的意識を呼び起こすことによつてある種の史觀乃至ある觀念の發生に貢獻している。それは進歩の觀念であり、ロシアの知識階級に最も大きな影響を與えたモンテスキュー、デイドロー、チュルギー、コンドルセーなどのフランス啓蒙思想家の思想を貫いていた觀念であつた。勿論それは過去ではなく、未來的ものに關心を持ちそこに無限の完全性を信じた。従つてそれはカラムジンの史觀とは對立的な史觀であるが、ベストウージェフ自身はこの進歩的史觀に對してどのような立場をとつていたのであろうか。

發展的史觀が常に過去のなもの、個物への關與の上のみ成立することに注目すべきであらう。すなわち發展的思考様式は歴史的なもの個物的なものへの關心を不可缺とする。従つて彼が過去のなもの個別的なものへの關心と、それに關與する喜びを求めた以上、當然未來的なもの普通のものにのみかかわり合う進歩の觀念には背を向けたことになる。端的に述べるならば、啓蒙的合理主義的史觀は拒否されたわけである。かく史觀の領域では明かに彼は啓蒙的合理主義を否定しているが、具體的なものへの關心、個性の尊重は果して歴史研究の領域にのみ現われたものであろうか。實は、歴史への關心は彼が實踐的立場に置かれた所に呼び起されたことを想起する必要がある。例えば、ヴェーチェの自由の問題を歴史研究の一つ

の焦點とした問題意識は、歴史研究が實踐と無縁でないことを示している。従つて普遍性の拒否、個性の尊重は實踐理念の上に當然現われて來るはずである。

第二章で述べたように彼は「自由」の價值觀點から現實を否定していつた。だが現實は全面的に否定されるのではなく、彼は「皇帝の絶對不可侵性^(皇帝)」を重ねて強調している。彼は君主制そのものは存續されるべきであると考えていたに外ならない。ここに、ムラビヨフ草案の共鳴者となり得た主要な根拠があつたのである。勿論、彼の立憲君主制的な要求は、「英國憲法論」によつて理論的基礎を與えられたであろうが、「皇帝は不可侵であるべし」とする君主の有意義性そのものも又、「英國憲法論」が與えたとみて差支えないであろうか。言うまでもなく君主制の肯定を前提としてこそ、「英國憲法論」は彼にとつて役立ち得たのであり、「自由」は普遍的・絶對的理念ではなかつたのである。

さらに又、第一章で指摘した「政治的自由」に價する市民を財産資格によつて、限定しなければならなかつた要請とは何であつたらうか。それは、祖國愛・知識を持つ者乃至特定の勤務者に代表を限定する意圖が端的に表示している個性的なものへの絶對的な信頼に外ならない。しかもかく具體的な・個性的なものの第一義的な肯定は、彼自身の屬する身分を第一義的に肯定し、身分的な意義を強調するものとなつた。ついで彼の實踐的な面に一瞥を與えれば、彼は政治的改革の實踐方法として實力的な方法を認めるが、それはある社會的勢力に呼掛けるものではなく、あくまでも彼の命令に忠實であるべく訓練された兵士を利用する叛亂であつた。この叛亂が「失敗した場合、なお軍隊が残存していれば屯田地帯に退却し、彼等の蜂起に努力する。しかもこれが不成功の場合には、やむなく、ロシヤ國內に引き返して農民に自由を宣言する^(皇帝)」と述べている。

従つて、元老院前の廣場に整列する軍隊に同調した一般民衆でさえ、反政府的實力の擔い手となることを拒否されたのである。すなわちそれは外ならぬ貴族的身分の「政治的自由」と言う實踐理念の論理的要請からであり、「スタンディング・

レヴォルーション」に彼が終始せざるを得なかつたことは、貴族的身分の「政治的自由」と言うその實踐理念からの現實的歸結であつたと考えられる。

註 1 C. Болк, Указ. соч. стр. 28.

註 2 Матеріалы, том. II, стр. 63.

註 3 Матеріалы, том. II, стр. 64.

註 4 Николای・ベストүүжєフの弟、デカブリストであることは本論で述べたが、彼も又歴史研究に熱心であつた、なお、彼はモスクワの外務委員會文書課に奉職してゐる。

註 5 C. Болк, Указ. соч. стр. 38.

註 6 C. Болк, том. же. стр. 38.

註 7 Матеріалы, том. II, стр. 95.

註 8 Матеріалы, том. II, стр. 73.

むすび

一八二六年七月一三日、五名のデカブリストの處刑當日に雀ヶ丘でその復讐を誓つたと言うゲルツェンは、デカブリストの「ヒロイックな態度」と「創意の勇氣」^(註1)を歎賞している。例えば、祖國戰爭に参加した元近衛士官・初期的西歐主義者のチャーダエフとベストүүжєフを比較するならば、確かに後者はより實踐的でありより行動的であつた。

しかしながら、第三章で指摘したように彼が貴族的身分の非合理的價値を第一義的に追究する限り、彼は現實の改革ではなく上からの修正と言う危險あるいは全面的な肯定でないにしても傍觀者的立場へと沈滞する危險を内藏したことになる。北部協會の初期的性格はともかくとしても改革論者である彼は倫理的な實踐・人格の陶冶を強調しているが、そこに「自由」そのものの内在化する端緒的傾向を見出すことは困難ではないであろう。しかし彼は貴族的主體の「政治的自由」

に支えられて、實踐的であり革命的であつた。成程、彼がかくあり得たことを考えるに當つて、「ルソーの一般意思とはドヴォリヤンストヴォの意思である」^(註₃)とするスペランスキイ的要求ですら抑壓した客體條件の制約を無視することはできないであらう。

しかし、問題は彼が農奴的兵士及び農民の特に身分的自由を強調していることであり、又それが彼をして實踐的・革命的たらしめた一つの支柱であつたことに注目しなければならぬ。勿論、貴族の政治勢力を牽制した一八〇三年の「自由土地所有者」^(註₄)に関する告示により政治的改革を意圖する貴族は、改革案の内に農民問題の解決を含まざるを得なかつた。しかしそうした客體的制約は別として、農奴的兵士乃至農奴的農民の解消を要請した主體的條件を考えるべきである。すなわちそれは「自由」の理念ではなかつたかと思う。

さて、第二章で指摘した合理主義的「自由」が、眞に實踐理念として生育する限り、それは當然「自由」であるべき主體と對象を具體的に把握して行かねばならない。しかしその過程に現われたものは、貴族的身分の「政治的自由」と言う理念であつた。すなわち「自由」は決して普遍的・絶對的な價值を與えられなかつた。換言すれば身分乃至祖國愛の如き非合理的な價值が「自由」に優先し、「自由」そのものは相對化されたのである。しかし「自由」はかく相對化し盡くされたのであらうか。「自由」がナシヨナリスティックな心情を媒介として把握され、基礎されて成長した以上、「自由」は絶對性を與えられ得ない宿命を負つていた。農奴的兵士乃至農奴的農民の解消と言う要請も、ナシヨナリスティックな要請に強く基礎されて居る場合は、貴族的身分の「政治的自由」と矛盾するものではなかつた。

しかしながら、ナシヨナリスティックな心情は合理主義的價值「自由」を呼び起し成長させつつそれを前面に押出し、逆に自らは次第に後面へ退き、同時に非合理的なもの・個性的なものへの第一義的な信賴が動搖して來たのである。すなわち貴族的身分の「政治的自由」に對して彼は懷疑的となつた。

かくして、「自由」は相対的な「自由」から絶対的な「自由」へと昇華していった。農奴制の否定と言う実践的要請は、この過程の出現を表示するものと考えられるのである。なぜならば、彼は農奴の身分の否定から、さらに人間的自由の阻害された経済的な態様に注目し、所謂「ブルジョアの自由」そのものを批判し始めているからである。^(註5) 勿論、こうした傾向は未熟ではあるが發展的史観の内にも反映されている。すなわちロシア社會の發展過程における経済的要因が強調されて來ているのだが、なおこの點については稿を改めて論じたいと思う。

註1 ゲルツェン、ロシアにおける革命思想の發達について(金子幸彦譯)、一〇二頁。

註2 Richard Hare, *Pioneers of Russian Social Thought*, 1951, p. 7.

註3 Thomas G. Masaryk, *The Spirit of Russia* (translated Eden and Cedar Paul), vol. I, p. 86.

註4 この告示は土地を持つ農奴の解放を規定したものであるが、自由を與えるか否かは農奴所有者の自由意志に委ねられたので、解放された農奴は約五萬人に止まつた。しかし數量的な成果はともかく、貴族は、皇帝が貴族の政治勢力を牽制し得る確實な可能性を農民問題の内に見出したことに氣付いた。

註5 C. Bokh, *Tom. ke. CTP.* 31.

註6 C. Bokh, *Tom. ke. CTP.* 35.